



◆暑中お見舞い申し上げます

また暑い夏がやってきました。皆様、お変わりなくお過ごしでしょうか。

今年は早い時期から「熱中症」のニュースが相次いでいました。

「以前はこんなに暑くなかったはず…」が実際にはどうなのか、過去の記録（大阪：7月）を気象庁のデータで調べてみたところ、35度以上の猛暑日は、30年前（昭和58年）、25年前はいずれも0日。20年前は1日。15年前、10年前はいずれも0日でした。

一方、昨年7月の猛暑日は6日もありました。

体調の管理には気を付けながら、海や川へ行ったり、花火を見たり、暑い夏ならではの遊びも楽しみたいです。

皆様もくれぐれもご自愛下さい。

最近のニュースとしては、やはり7月21日に終わった参議院選挙でしょうか。予想どおり？自民党が票を伸ばし、国会の「ねじれ」状態は解消しました。

アベノミクスで株価が上がるのは喜ばしいことですが、一方では、円安によるデメリット、生活に身近な食料品や日用品の値上げのことも話題になっています。

しかし、政治で全てを解決してもらおうのは、そもそも無理なことでしょうから、嘆くのはほどほどにして、自分たちができることを考えて、行動していきたいものです。



司法書士 吉田浩章

本号のトピックス

- はじめに～暑中お見舞い申し上げます～
- 栗野の「3万円から始める」優待生活
- 法律コラム「婚姻期間20年経過の夫婦間贈与」
- 山下の「楽しいボランティア」
- 岸野の「息子達とのワクワク体験記」
- 吉田の「のんびり」温泉旅日記
- マメ知識－売買契約書のローン条項
- Q&A遺産分割「相続人が全員集合できない場合」
- 4コマまんが「ランチにうなぎ？」
- 「仕事にも生かせる」おススメ本
- 事務所のご案内
- 編集後記



◆栗野の「3万円から始める」優待生活

こんにちは、事務の栗野です。今回は、ユニカフェの株をご紹介します。UCCの子会社で、今年で設立40周年の会社です。

株主優待は、100株以上で2,000円相当のコーヒーの詰合せ（ドリップコーヒー2種類、粉コーヒー2種類）になります☆
 コーヒー好きにはちょっとウレシイ優待だと思います♪
 ちなみに、平成25年7月24日現在の株価は52,200円。
 配当は今年の実績で500円/年なので、配当利回りは1%弱ですが、その分優待で楽しめます。



栗野 恵

【優待メモ】

株式会社ユニカフェ（東証1部上場）。

株主優待の権利確定月は毎年3月末（年1回）です。

◆法律コラム 婚姻期間20年経過の夫婦間贈与

「不動産を贈与する手続きを頼みたい」というご依頼があっても、高い贈与税がネックとなって、「それなら止めておきます」という結論になることもあります。

しかし、婚姻期間が20年を経過した夫婦間で行われる、『居住用不動産の贈与』については、110万円の基礎控除に加え、「2,000万円の配偶者控除の特例」を利用できることがあります。

特例を使えると、相続税の評価額が2,110万円までの贈与であれば、贈与税の負担なく名義を変更することが可能です。

夫婦間の贈与を検討される動機はさまざまだと思いますが、制度上のメリットとして、「相続開始前3年以内の贈与であっても、相続税を計算する時の課税価格に加算されない」点があります。

平成27年以降、相続税の基礎控除額の改正が予定されており、相続税の課税対象となる方が増えることが予測されます。

将来の相続対策を考えられる際には、選択肢の一つとしてもご検討下さい。



◆山下の「楽しいボランティア」

こんにちは、司法書士の山下です。毎日、暑いですね。どっと全身汗が噴き出すのは暑さのせいなのか、更年期だからなのかわかりませんが、めげずに今日も笑って過ごしています。

さて、一年前から家の近くの30年の歴史あるボランティアグループに参加させていただいています。主に地域の高齢者とのふれあいです。いきいきサロン、喫茶店、相談日、手作り会、レクリエーション等さまざまな活動があり、高齢者の方、民生委員、地域包括支援センターや保健センターの職員、多くの笑顔に出会えます。「できることを」と思い、先日は、悪質商法にだまされないようにと寸劇をしました。

沖縄三線の仲間と島うたライブをした時は、踊りだす高齢者やスタッフでにぎやかに盛り上がりました。

顔なじみが増え、地域とのつながりが広がるにつれ、気持ちがゆったりと豊かになりますね。 山下千恵子



◆岸野の「息子達とのワクワク体験記」

こんにちは、司法書士の岸野です。子供と遊ぶには楽しい夏ですね。

我家の夏は、毎週末プールに海に川にと大忙しです。

さて、今回のワクワク体験は貝塚市にある「奥水間アスレチックスポーツ」です。ここは、山でのアスレチック、川での水遊び、BBQ、釣りが楽しめます。

ここのアスレチックは息子達にはちょっと難しかったようですが、夫の手を借りて、何とか最後までやり遂げることができました。たくさん汗をかいた後は、そのまま川にどぼ～ん。

川では魚を捕まえたり、浮輪でプカプカ漂ったり。河原でお弁当を食べて、丸一日遊べます。最後は、すぐ近くの温泉へ行き、体もきれいさっぱり、疲れも取れました。

今年も、息子達とたくさん夏の遊びを楽しみたいと思います。 岸野恵子



【発行】〒590-0024 堺市堺区向陵中町4丁4番1号 三栄ビル3階

司法書士吉田法律事務所（JR阪和線、南海高野線三国ヶ丘駅近く）

TEL072-254-5755 E-mail yoshida-houmu@nifty.com



◆吉田の「のんびり」温泉旅日記

7月の三連休は、伊勢志摩にある「磯部わたかの温泉」に行ってきました。



「わたかの島」は、陸とはつながっておらず、片道3分の「渡し船」で送り迎えをしてもらえます。

島にはビーチの他、きれいな景色がたくさん。一方では、閉鎖されたホテルが廃墟となって放置されていたりして、時代の流れも感じます。

翌朝は、6時からブラブラ散歩に出掛けました。



犬の散歩をする地元の人の姿、釣り人の姿。船の往来も、離島独特のどかな風景でした。

島には、「はいふう」「福寿荘」「海辺のホテルはな」と、系列の宿泊施設があります。近いうちに、もう一度出向きたい島です。

【わたかの島へのアクセス】

伊勢自動車道の伊勢西ICから、伊勢神宮前を通り、伊勢道路を經由。「渡鹿野渡船場」前の駐車場で車を置き、宿の前まで船で送ってもらえます。乗船時間は3～5分くらい。昼食時間を入れて、堺から4時間程度でした。

◆マメ知識—売買契約書のローン条項

不動産購入の際、手付金を支払った後に買主都合で契約を解除すると、手付金を放棄しなければならないことになり



ます。しかし、「住宅ローンの審査が通らなかった」場合に、手付金を失うことなく、無条件で契約解除ができるように定められているのが「ローン条項」「ローン特約」です。

特約自体が置かれているのは一般的ですが、条項の定め方はさまざまです。書き方によって、買主に有利になったり、場合によっては不利になることもあります。

不動産の売買契約書にサインする前に、「ローン条項」の内容は慎重にチェックしましょう。



◆Q & A 遺産分割 相続人が全員集合できない場合

Q：父が亡くなったので、遺産相続の手続きを進めることになりました。

「相続人全員で話し合いをして、遺産分割協議書を作らないといけない」と聞きますが、兄弟が遠方におり、なかなか全員で集まる機会がありません。

全員で集まらない場合、話し合いや書類の作成はどのよう進めたらいいでしょうか。



A：遺産相続の話し合いには、相続人全員の合意が必要で、例えば、連絡の取れない方がおられたり、判断能力が不十分な方がおられると、遺産分割協議を成立させることができません。

しかし、判例上も、全員が同じ場所に集まって話し合いをすることは求められておらず、持ち回りでの話し合いや、作成された分割案に受託の意思表示をする方法でも可能、だとされています。



但し、後になって、「きちんと説明を聞いていない」「内容を把握していなかった」と言われると大変ですから、話し合いの際の意思疎通は、慎重に進めるようにしましょう。

ポイント

話し合いがまとまった段階で、遺産分割協議書を作成します。

相続人の方全員に署名ご捺印をいただくこととなりますが、1通の協議書に全員のご捺印をいただくこともあれば、人数分の書類を作成して、それぞれにご捺印をいただくこともあります。

司法書士や行政書士は、弁護士と違い、遺産相続に関する話し合いを代わりにすることができません。

しかし、書類の作成や郵送等、話し合いがまとまった後の事務的なやり取りについては、お手伝いさせていただくことができます。



◆「仕事にも生かせる」おススメ本

『海賊とよばれた男（上）（下）』（百田尚樹著）



出光興産の創業者、出光佐三をモデルとする小説です。

終戦直後の混乱期も含め、多くの困難を乗り越えて仕事を創り、事業を大きくしていく話の中で、経営者のあるべき姿を考えさせられました。

従業員や家族を大切にしようとする姿は印象的でしたが、主人公自身も、今まで周囲の人の恩に助けられ、救われてきたことも読み取れます。最初の妻との別れの他、心にジーンと響く場面がたくさんありましたが、著者の描き方も絶妙でした。

主人公の修行時代や、独立を考える姿には、自分の過去も重ね合わせて読んでいました。

就職にはあえて小さな商店を選び、「全部ひとりでやらなければならないんだ」と大きな会社に勤める同級生に誇らしげに言う、という場面に、その後、社会を動かす会社を作り上げた男の礎があったことが分かります。 吉田浩章



◆事務所のご案内

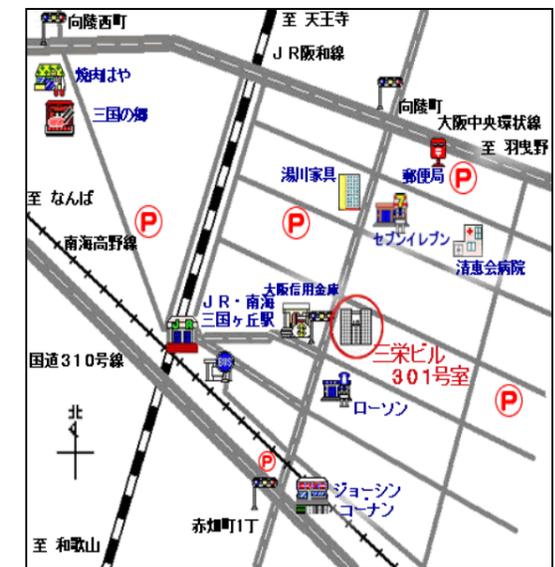
堺市堺区向陵中町4丁4番1号 三栄ビル3階
 司法書士吉田法務事務所
 代表者 司法書士吉田浩章
 TEL 072-254-5755
<http://www.office-yoshida.net>



★主な取り扱い業務

- 司法書士業務
 - ・不動産の登記（売買、贈与、財産分与、相続、抵当権設定等）
 - ・会社の登記（会社設立、役員変更、本店移転、定款変更等）
 - ・個人の債務整理（自己破産、個人再生、任意整理等）
 - ・家庭裁判所への提出書類作成（成年後見、相続放棄等）
- 行政書士業務—遺言書作成、公正証書、各種契約書作成等
- FP業務—家計見直し、住宅ローンの相談

★営業時間：平日9時～18時（事前予約制。時間外の対応も可）



【編集後記】

今回は20日前に「夏号作るよー」と言われていたので、余裕で4コマ漫画を完成させていました☆なのに、提出3日前になって「なんだか意味が分からない」と言われて、作り直すことに・・・★はああ～pー。ー;) いつも思うことですが、訂正の指示はもう少し早く言って欲しいです。(栗野)